

MY企業年金通信

区分	DB	DC	PBO	その他
内容	法令等	制度	運用	その他
必須ご対応事項(※)	あり			なし

前号までは、こちらのURL（企業年金の広場）からご覧いただけます。
<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/consulting/plaza/index.html>

※事業主及び企業年金基金にてご対応いただく必要がある
 題材が含まれている場合に「あり」と表示しています。

社会保障審議会年金部会における「議論の整理」公表

ポイント

2024年12月24日に開催された第24回社会保障審議会年金部会において、次期年金制度改革等への議論の整理（案）が議論され、概ね了承されたことから翌25日に公表されました。

論点の整理 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20241225.html)

今後、年金部会での意見を踏まえ、意見がまとまらなかったものも含め、政府において具体的な制度案の検討が進められ、今国会に年金改革法案として提出される予定です。

1 被用者保険の適用拡大

- ・（短時間労働者）企業規模要件（50人超）、賃金要件（月額賃金8.8万円以上）は撤廃
- ・（短時間労働者）労働時間要件（週所定労働時間20時間以上）、学生除外要件は見直さない
- ・常時5人以上の従業員を使用する個人事業所の非適用業種は解消
- ・複数事業所で勤務する者の労働時間の合算、フリーランス等への適用は継続検討

2 いわゆる「年収の壁」と第3号被保険者制度

- ・「106万円の壁」への制度的対応（事業主負担の割合を増加させる特例）の意見はまとまらず
- ・第3号被保険者制度の将来的な見直しの方向性について意見はまとまらず

3 在職老齢年金制度の見直し

- ・見直すことは一致。ただし特定の案（支給停止額の基準額の引き上げ・廃止）はまとまらず

4 標準報酬月額上限の見直し

- ・標準報酬月額上限額の改定ルールを見直し、新たな等級を追加することで一致

5 基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整の早期終了

- ・早期終了の措置を講ずることに賛成の意見の方が多かったが、意見まとまらず

6 高齢期より前の遺族厚生年金の見直し等（概ね意見が一致）

- ・20代から50代に死別した子のない配偶者への遺族厚生年金は男女とも原則5年間の有期給付
- ・有期給付化に伴い、死亡分割、収入要件の撤廃、有給給付加算を創設
- ・20代から50代の子のある配偶者の遺族厚生年金は、遺族基礎年金失権後も原則5年間の有期給付
- ・中高齢寡婦加算は十分な時間をかけて終了
- ・子の遺族基礎年金の支給停止規定（生計を同じくする父母があること）を廃止

7 年金制度における子に係る加算等（概ね意見が一致）

- ・子に係る加算は子の人数に関わらず一律に給付。国内居住要件を新設
- ・配偶者に係る加給年金は新たに対象となる者の支給額を見直し、将来的な廃止も含め見直す

8 その他の制度改革事項（概ね意見が一致）

- ・障害年金の支給要件（直近1年間に保険料の未納がなければ良い特例）の時限措置を10年延長
- ・国民年金の納付猶予制度の時限措置を5年延長
- ・高齢任意加入の特例措置の延長
- ・離婚時分割の請求期限を離婚後2年間から5年間に伸長
- ・遺族厚生年金の受給権者が、一定に条件を満たす場合、繰下げ申出を容認
- ・脱退一時金は再入国許可を受けた有効期間は支給しないこと、および支給上限年数を5年から8年に見直し

9 今後検討すべき残された課題

- ・基礎年金の拠出期間の延長（45年化）
- ・障害年金の諸課題（事後重症の場合の障害認定日への遡及、障害厚生年金の初診日要件、障害の認定判断の客観性・公平性、障害認定基準のあり方 等）

明治安田生命保険相互会社
 団体年金サービスセンター 団体年金設計グループ

・本資料は、明治安田生命保険相互会社 法人事務オペレーション部 団体年金サービスセンター 団体年金設計グループが情報提供資料として作成したものです。本資料は、情報提供のみを目的として作成したものであり、保険の販売その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。
 ・当社では、本資料の掲載内容について細心の注意を払っていますが、これによりその情報に関する信頼性、正確性、完全性などについて保証するものではありません。
 ・本資料の著作権は明治安田生命保険相互会社に属し、その目的を問わず無断で複製、転載および譲渡することはご遠慮ください。
 ・本資料は作成日時時点の情報をもとに作成しており、法令変更、金融情勢の変化等により、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。